

平成 24 年度（第 62 回）
関西シニアゴルフ選手権 兵庫 A 地区予選競技

期 日 平成 24 年 6 月 12 日 予備日 6 月 19 日
場 所 有馬カンツリー倶楽部

関 西 ゴ ル フ 連 盟

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 175 頁参照)
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバークラウドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174 頁参照)
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. 競技終了時点
本予選競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用する。(ゴルフ規則 179 頁参照)
8. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8 b 注）
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
9. 移 動
ホール間の移動および委員会が別途認めた場合を除き、競技者は、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。
(ゴルフ規則 181 頁参照)
10. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 177 頁参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 樹木保護のための巻物施設はコースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件 5 項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。
4. スタート時間 5 分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延は、ゴルフ規則 6-7 により罰せられる。
6. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、ゴルフ規則 8 により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

競技委員長 中村 次郎